医政発 1127 第 7 号 令和 6 年 11 月 27 日

厚生労働省医政局長 (公印省略)

医師労働時間短縮計画作成ガイドラインの一部改正について

医師労働時間短縮計画作成ガイドラインについては、「「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について」(令和4年4月1日付け医政発0401第31号厚生労働省医政局長通知)によりお示ししているところですが、医療法第122条第2項及び第3項に基づく医師労働時間短縮計画の見直しに関する事項について別添のとおり改正しましたので通知いたします。

なお、令和6年度においては、特定労務管理対象機関が暫定評価時に作成する参考資料である当該ガイドラインの別添1については、「医師の働き方改革の施行後調査等について(依頼)」(令和6年10月1日付け事務連絡)における「2. 特定対象医師の時間外・休日労働の実態調査の実施について」の調査結果に代えることとしても差し支えありません。また、暫定評価時に作成する参考資料である当該ガイドラインの別添2-1、別添2-2については、おって情報提供する労働時間短縮に向けた取組の実施状況の情報に代えることとしても差し支えありません。

貴職におかれては、十分御了知の上、必要な取組を行っていただくとともに、管内医療機関を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。